

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第 7 号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 阪神国際港湾株式会社

所 管 所 属：大阪港湾局

通 知 日：令和 8 年 7 月 2 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	契約関連書類に規定の対象については是正及び改善を求めたもの 本法人が大阪港埠頭株式会社との間で令和 7 年 3 月 31 日に取り交わした大阪港の埠頭施設に係る賃貸借契約書第 15 条において、貸付物件の「維持修繕、改良及び更新」の費用負担者や実施者、資産等の権利の帰属先等を規定している。一方で、同日付けで取り交わした覚書第 3 条では、契約書第 15 条第 1 項および第 2 項の「改良及び補修」について翌年度の工事実施計画及び通年の予算を記載した書類を本法人から大阪港埠頭株式会社に提出することを規定しており、契約書第 15 条に規定の対象と一致していなかった。 【指摘事項】 1. 本法人は、覚書について、両者の解釈を再確認し、必要に応じ変更覚書の締結、もしくは解釈に相違がないことの協議の結果を記録として保存されたい。 2. 本法人は、契約書に紐づく覚書等を締結する際には、決裁手続において関連する契約書を参考資料として添付するとともに、チェックリストを作成するなど、関連書類間の整合性を確保しつつ、一貫性のある覚書等が作成される仕組みを講じられたい。	【1】 令和 8 年 1 月 23 日付で変更覚書の締結を行った。 【2】 契約書に紐づく覚書等の締結に際しては、決裁手続において関連する契約書を参考資料として添付することとした。この運用に基づき、令和 8 年 1 月 23 日付で締結した変更覚書の決裁においても契約書を添付した。また、チェックリストを作成し、関連書類間の整合性を確保しつつ、一貫性のある覚書等が作成される仕組みを講じ、令和 8 年 2 月 25 日付で関係職員に共有した。	措置済	令和 8 年 2 月 25 日
2	貯蔵品に関する会計処理については是正及び改善を求めたもの CONPAS 携帯端末の設定に係る委託業務に関する会計仕訳に当たって、本来、委託先からの請求をもって全額を貯蔵品（資産）に計上した後に、付随費用に該当しない管理簿作成等に係る相当額を貯蔵品から委託料（費用）に振り替えるべきところ、委託先から請求を受けた時点で、その全額を貯蔵品ではなく委託料に計上したことにより、令和 6 年度の財務諸表において、貯蔵品が 3,370,000 円過少、委託料が同額過大となっていた。 【指摘事項】 1. 本法人は、令和 7 年度決算において貯蔵品の受払帳票である貯蔵品明細表を訂正し、それをもとに財務諸表の貯蔵品残高を適正な残高とされたい。 2. 本法人は、会計処理に当たって誤りやすいポイントを留意事項として取りまとめて関係職員に共有することや、決算整理において事後的に会計帳票と根拠帳票を照合して整合性を確認する旨をチェックリストに加えるなど、会計処理の正確性を確保し、財務諸表が適正に作成される仕組みを講じられたい。	【1】 貯蔵品の受払帳票である貯蔵品明細表を訂正し、令和 8 年 2 月 19 日付で会計帳簿上の貯蔵品残高を適正な残高に修正した。 【2】 会計処理に当たって誤りやすいポイントを留意事項として取りまとめて、決算業務分担表にチェックリストとして加え、令和 8 年 3 月 24 日の社内定例会議において、関係者に共有した。	措置済	令和 8 年 3 月 24 日